

平成27年（行コ）第4号 公金支出差止等請求、同参加控訴事件

控訴人 奥州光吉外209名

被控訴人 秋田県知事

証拠申出書

2016年8月31日

仙台高等裁判所 秋田支部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 沼田敏明

同 弁護士 市川守弘

同 弁護士 西島和

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 菅野庄一

同 弁護士 三浦広久

第1

1 証人の表示 広島県廿日市市前空1-8-25

金井塚務（同行。主尋問60分）

2 立証趣旨 本件ダム予定地の自然が、様々な生態系が複合し、それぞれ

異なる遷移段階が併存する特異な自然環境を形成している事実、及びそこに生息しているニホンカモシカをはじめとする生物種がすぐれて多様性に富んでいる事実、ひいては本件ダム予定地一帯が、世界遺産条約の「自然遺産」に登録されるべき価値を有する事実。動物生態学者であり、「成瀬ダム湛水域の自然の価値に関する意見書」（甲 1 2 5）の作成者である証人の証言によってこれを立証する。

3 尋問事項 別紙のとおり。

第2

1 証人の表示 横浜市港北区日吉本町 5-40-4
上智大学大学院教授
磯崎博司（同行。尋問時間 60 分）。

2 立証趣旨 国際環境法は、国内において行政を拘束し、地方自治体も拘束するものであること。特に世界遺産条約 3、4 条は国家機関及び地方自治体は自然遺産の保全に反する活動を行ってはならない義務を規定していること等。

3 尋問事項 別紙のとおり。

第3

1 人証の表示 宮城県仙台市青葉区二日町 9-15
国土交通省東北地方整備局
河川部長 畠山慎一（呼出 主尋問 40 分）

2 立証趣旨

(1) 一審における人証調べ

一審の平成26年2月21日期日において、国土交通省東北地方整備局（以下「東北地整」という）河川部長（当時）工藤啓の証人尋問が実施された。

(2) 尋問後の事情変更（その1） 便益計算に関する工藤証言等を否定する乙号証の提出等

その後、被告は東北地整が作成した平成26年5月1日付回答書（回答書①）を乙第123号証として、平成26年8月22日付回答書（回答書②）を乙第125号証として、それぞれ証拠提出した。

乙123は、成瀬ダムの氾濫シミュレーションに関する工藤証言の一部を否定する内容を含むものであった。

乙125は、東北地整が作成した平成23年度雄物川河川整備計画検討業務報告書（平成23年度報告書）の記述の正確性を否定する内容を含むものであった。

原判決は、回答書①と工藤証言が齟齬する論点については工藤証言を根拠として、回答書②と平成23年度報告書が齟齬する論点については回答書②を根拠としてそれぞれ事実認定したが、各回答書の証明力をどのように評価したか、原審の判断は示されていない。

そこで、各回答書の作成者である東北地整に対する尋問により、各回答書の信用性を検証し、原判決の誤りを明らかにしたい。

(3) 尋問後の事情変更（その2） 雄物川水系河川整備計画策定

工藤証人は、人証調べ期日において、雄物川水系河川整備計画（以下「本件整備計画」という）の策定期が未定である旨証言したが、それから9か月後の平成26年11月、本件整備計画が策定され、乙第127号証として提出された。

原判決は、本件整備計画に成瀬ダムが位置付けられていることを指摘し、「成瀬ダムが前記のとおり雄物川水系全体の治水対策のうちの一部として位置付けられていることを考えると、・・・成瀬ダムそのものの治水

効果を見込むことができないとまではいえ」ないとして、成瀬ダムの便益が限定的かつきわめて小さいという原告らの主張を排斥した（判決書46頁）。

しかし、控訴理由書で指摘したとおり、本件整備計画には、成瀬ダムの便益を合理的に説明する記述はないばかりか、そもそも雄物川水系の現況の流下能力、既存の洪水調節施設（ダム）の洪水調節量など治水対策を定める計画の基本的な前提条件が記載されておらず、本件整備計画に成瀬ダムを位置付けたことによって成瀬ダムを位置付けない場合（堤防整備など河道改修を優先する場合）と比較してどのように治水安全度が異なるのかという代替案との比較検討結果も不明である。したがって、本件整備計画は成瀬ダムが雄物川水系の治水対策として秋田県に便益をもたらすことの根拠となり得ないと思われるが、この点に関する控訴人らの主張について被控訴人は認否を避けている。

そこで、本件整備計画を策定した東北地整に対する尋問により、本件整備計画に成瀬ダムが位置付けられていることによって雄物川水系の治水安全度が向上することはなく、秋田県に便益をもたらすこともないことを明らかにしたい。

(4) 立証趣旨

以上のとおり、証人に対する尋問により、回答書①、回答書②の信用性を検証して平成23年度にされた成瀬ダムの事業評価には治水マニュアルに違反して便益を過大に算出した瑕疵があり、治水マニュアルにしたがって便益を算定すれば成瀬ダムの費用便益比は1を下回り、事業見直しとなるべき事業であるから、成瀬ダム事業についての負担金納付通知には重大かつ明白な瑕疵があり、成瀬ダム事業に対し被告が負担金支出することは著しく合理性を欠き予算執行の見地から看過し得ない瑕疵があること、及び本件整備計画は成瀬ダムが雄物川水系の治水対策として河道改修より効果が高いことの根拠を示さないまま成瀬ダムを位置付けているという点において重大かつ明白な瑕疵があり、秋田県に受益をもたらさない成

瀬ダム事業に対し被告が負担金支出することは負担金支出の根拠を欠くもので著しく合理性を欠き予算執行の見地から看過し得ない瑕疵があること、等を立証する。

3 尋問事項 別紙のとおり。

以上

別紙 尋問事項（金井塚務証人）

1. 証人の経歴
2. 本件ダム予定地を現地調査した回数と日時
3. 調査目的
4. 調査対象
5. 調査方法
6. 調査結果（甲 1 2 5 について）
7. 生物の多様性の意義
8. 成瀬川支流の森林植生の特徴
9. 溪畔林における物質循環の特徴
10. 風穴の存在とその意義
11. クマゲラの生息可能性と重要性
12. 甲 1 2 5 以後の調査によって明らかになった事実
13. 本件ダム建設予定地の自然の重要性
14. 本件ダム予定地と栗駒・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域との自然の異同
15. 世界遺産・白神山地の価値との比較
16. 本件ダム建設が予定地周辺の自然に及ぼす影響
17. その他関連事項一切。

別紙 尋問事項（磯崎博司証人）

1. 甲 107 について
2. 生物多様性条約及び世界遺産条約の国内適用の可否について、及び地方自治体への拘束力について。
3. 両条約の直接適用及び間接適用及びガイドライン等がこれら直接適用、間接適用のための行政法規とされている事実
4. ガイドライン等としてのモンリオールプロセス（甲 124）の役割、意味について、特に行政裁量の逸脱、濫用の判断に際しての裁判規範性を有することについて
5. 世界遺産条約履行のための作業指針（甲 109）の 15 条の h）も同じく裁判規範性を有することについて
6. その他関連事項。

別紙 尋問事項（畠山慎一証人）

1. 成瀬ダムの平成23年度事業評価における便益計算について

(1) R18ブロックにおける氾濫シミュレーションについて

ア R18ブロックの氾濫シミュレーションについて、東北地整作成の乙125の1・4頁では、「皆瀬川の氾濫計算においては、皆瀬川の流下能力を用いて実施しており、成瀬川の無害流量 $610\text{ m}^3/\text{s}$ を用いて破堤氾濫が始まる氾濫計算は行っていない。」「R18ブロックの皆瀬川の破堤地点である皆瀬川右岸6.6kにおいて、成瀬川の無害流量 $610\text{ m}^3/\text{s}$ を超えると破堤するという計算はしていない」等と説明されている。

他方で、同じく東北地整が作成した甲105・平成23年度雄物川河川整備検討業務報告書4-122には、R18ブロックの無害流量は $610\text{ m}^3/\text{秒}$ と明記されている。乙125の1における説明が正しいのであれば、前記報告書の記載が誤りということになるが、そのような理解でよいのか。

結局、R18ブロックの無害流量はどのような根拠に基づき、どのような値と設定されているのか。

イ 乙125の1の記述によると、R18ブロックの無害流量は、当該ブロックの皆瀬川区間の無害流量である $1320\text{ m}^3/\text{秒}$ と設定されているように読める。

しかし、R18ブロックの氾濫シミュレーションにおいては、確率規模1/10程度の洪水でも氾濫が発生する想定がされている（甲105・4-156）。確率規模1/10程度の洪水の岩崎橋地点（皆瀬川6km付近、乙127附図1-6）の流量は、成瀬ダム事業評価（平成17年度）において作成された治水経済検討業務報告書（甲2別紙資料2-2、3-75頁）では $665\text{ m}^3/\text{秒}$ とされている。仮に、R18ブロックの無害流量が $1320\text{ m}^3/\text{秒}$ と設定されているとすれば、確率規模1/10程度の洪水では氾濫しないことがうかがえる。

R18ブロックの破堤地点での洪水流量は、各想定降雨（確率規模1/

5～1/100) について、それぞれ何m³/秒と設定されているのか。

(2) 上流の氾濫による流量低減の考慮について

成瀬ダムの便益計算における氾濫シミュレーションにおいて、上流の氾濫による流量低減を考慮しているかどうかについて、被告側の説明には、以下のとおり齟齬がある。

乙109 (陳述書) 7頁	考慮せず (「氾濫シミュレーションは・・・氾濫ブロックごとに計算を行い、これを合算して便益を算定している」)
工藤証言 (調書15頁)	考慮した
乙123の2、3頁	考慮せず (工藤証人が「上流の破堤による流量低減を考慮しているとの証言をした事実はない」)
被告最終準備書面81頁	考慮した

原判決は、工藤証言を根拠として上流の氾濫による流量低減を考慮したと認定しているが、上記の齟齬については何ら判断していない。

東北地整は、乙123の2において、工藤証人が「考慮した」と証言したことを否定して、「流量低減をどのように考慮したのか」という原告らの求釈明への回答を拒絶している。また、氾濫シミュレーションでは、確率規模1/10の洪水によって雄物川左岸49km地点(L7ブロック)と雄物川右岸48.8km地点(R8ブロック)とで破堤し、左岸では約85億円、右岸では約20億円の被害が発生すると想定している。以上の2点からは、乙109及び乙123のとおり、上流の氾濫による流量低減を考慮していないことがうかがえるが、考慮していないということ間違いなのか。

(3) 河道改修の便益とダムの便益

本件整備計画の河道改修の目標流量6800m³/秒(椿川地点)が完成すると、雄物川水系の治水安全度はどの程度となるか。

仮に、治水安全度が1/50となるとすると、本件整備計画の終期である平成56年時点では、確率規模1/50の洪水より小さい洪水は、(降雨の場所的範囲にかかわらず) 氾濫せずに流下するということがよいか。

成瀬ダムの便益計算では、確率規模1/50の洪水より小さい洪水でも氾

濫が発生する想定でダムの便益が算定されているが、これは河道改修の便益をダムの便益として計上していることにならないか。

2. 本件整備計画について

- (1) 本件整備計画が策定された平成27年11月当時、治水基準点椿川地点の流下能力はどの程度か。

対象河川の現況流下能力という治水計画を策定する上で基本的な情報が本件整備計画に明記されていないのはなぜか。

- (2) 本件整備計画では、既設3ダムと成瀬ダムで300m³/秒（椿川地点）を調節する計画とされているが、このうち成瀬ダムの調節量はどの程度か。

治水基準点における新設ダムの洪水調節量という治水計画を策定する上で基本的な情報が本件整備計画に明記されていないのはなぜか。

- (3) 本件整備計画の目標流量は7100m³/秒とされているが、このうち、本件整備計画の計画期間における河川整備により向上させることが予定されている洪水流量はどの程度か。

本件整備計画の計画期間において河川整備により向上させるべき流下能力という治水計画を策定する上で基本的な情報が本件整備計画に明記されていないのはなぜか。

- (4) 本件整備計画では、整備計画の計画期間において向上させるべき洪水流量（原告らの試算では2828m³/秒）を「河道改修とダム建設」（ダムあり計画）により確保することが予定されているが、この「ダムあり計画」の費用便益比を算出しているか。算出している場合、その数値はどのような値か。

河川法に基づき河川整備計画を策定するにあたっては、代替案を検討することが予定されている。本件整備計画の代替案としては、整備計画の計画期間において向上させるべき洪水流量（原告らの試算では2828m³/秒）を「河道改修のみ」で整備することによりダムあり計画より早く計画高水流量（8700m³/秒）を流下させる河道を完成させることを目指す案（ダムなし案）が考えられるが、この「ダムなし案」を検討したか。検討している場合、「ダムなし案」の費用便益比を算定したか。

「ダムなし案」を検討していない場合、検討しなかった理由はどのようなことか。東北地整は成瀬ダムの費用便益比を1.16と算定する一方で、将来30年間の河道改修の費用便益比は3.9と算定しており、「ダムなし案」の方がダムあり計画より費用便益比が高いことが伺えるが、あえてダムあり計画を選択した理由はどのようなことか。

3. その他本件に関連する事実

以上